

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第3回）

米国における技術的範囲の解釈
～「全体に」の範囲が争われた事例～

MAXILL, INC., AN OHIO CORPORATION,

Plaintiffs-Appellees

v.

LOOPS, LLC, LOOPS FLEXBRUSH, LLC,

Defendants-Appellants

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

米国におけるクレーム解釈はクレームの文言そのものに基づいて行われる¹。またクレームの文言は明細書に記載の観点から解釈され、さらに審査経過（prosecution history）も併せて考慮される²。

本事件ではクレームにおける「全体にフレキシブルflexible throughout」の文言解釈が問題となった。地方裁判所は訴訟対象である歯ブラシのヘッドが剛性であったため、技術的範囲に属しないと判断した³。

これに対し、CAFCは、クレームは、ヘッドに挿入される細長い本体全体がフレキシブルであることを限定しており、ヘッドに挿入される細長い本体全体は依然としてフレキシブルであるから、被告製品は技術的範囲に属すると判断した。

2. 背景

(1) 特許の内容

Loops（原告）は、米国特許第8,448,285号（285特許）を所有している。285特許は2006年11月27日に出願され、2013年5月28日に登録された。285特許は、矯正施設及びメンタルヘルス施設での配布用に設計された歯ブラシと、そのような歯ブラシの製造方法に関するものである。

クレームされている歯ブラシの本体は、従来の歯ブラシよりも柔軟な材料でできており、それ

1 *Phillips v. AWH Corp.*, 415 F.3d 1303, 1313 (Fed. Cir. 2005) (en banc)

2 *Phillips v. AWH Corp.*, 415 F.3d 1314, 1317 (Fed. Cir. 2005) (en banc)

3 *MaxillInc. v. Loops, LLC*, No. C17-1825